

## カリタス診療所訪問看護運営規定

### (事業目的)

第1条 宗教法人力トリック・カリタス修道会が運営するカリタス診療所が行う指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の看護職員（以下「事業従事者」という。）が要介護状態、要支援状態の利用者について、安心して家庭で療養生活を送り、心身の機能回復、維持ができるよう、行政機関、健康福祉関係や各医療機関の主治医との連携のもと、適正な指定訪問看護等を提供していくことを目的とする。

### (運営の方針)

第2条 事業所の従事者は要介護状態、要支援状態者等の心身の特性をふまえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援し、利用者の心身の機能の維持回復を図り、利用者の生活機能の維持又は向上を行うものとする。

2 事業の提供にあたっては、関係市町村、指定居宅介護支援事業者、指定介護予防支援事業者（地域包括支援センター）、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

### (事業所の名称及び所在地)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

1. 名 称 カリタス診療所
2. 所 在 地 長崎県長崎市西出津町 67 番地 5

### (従業者の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する指定訪問看護等に関わる従業者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1人（医師常勤・兼務）

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。

- (2) 看護職員 2人（常勤2人）

従業者は訪問看護等の提供にあたる。

### (営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- ① 営業日は月曜日から土曜日までとする。

但し、国民の祝日及び8月13日～15日、12月25日、12月30日～1月3日までを除く。

- ② 営業時間は月・火・水・金曜日は9:00から17:00までとし、木・土曜日は

9:00 から 13:00 までとする。

③ 電話などにより、24 時間常時連絡が可能な体制とする。

(通常の事業の実施地域)

第 6 条 通常の事業の実施地域は、長崎市、西海市とする。

(指定訪問看護等の提供方法)

第 7 条 指定訪問看護等の提供にあたっては、主治医の訪問看護指示書を受け、これをもとに訪問看護計画を作成し、訪問看護を行うこととする。

(指定訪問看護等の内容)

第 8 条 指定訪問看護等の内容は次のとおりとする。

- ① 病状、障害、全身状態の観察及び健康チェック
- ② 清拭・洗髪等による清潔の保持
- ③ 褥創の予防・処置
- ④ カテーテル等の交換・管理
- ⑤ リハビリテーション
- ⑥ 療養生活や介護方法の指導・助言など
- ⑦ 各種在宅サービスに関する相談と情報提供
- ⑧ ターミナルケア
- ⑨ その他医師の指示による医療処置

(利用料の額)

第 9 条 訪問看護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とし、法定代理受領サービスに該当する場合は、介護保険負担割合証に記載の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。

2 指定訪問看護事業者は、前項の支払いを受ける額のほか、次の各号に掲げる費用額の支払いを利用者から受けるものとする。

- ①死後の処置 : 5,500 円
- ②おむつ代等の必要物品の費用 : 実費相当分

(緊急時における対処方法)

第 10 条 看護師は、訪問看護実施中に利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡し、適切な処置を行うこととする。主治医と連絡が取れない場合には、救急搬送などの処置を講じるものとする。

2 看護師等は、前項についてしかるべき処置をした場合は、速やかに管理者及び主治医に報告する。

#### (事故発生時の対応)

- 第 11 条 事業所は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに市町、利用者の家族、事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。
- 2 事業所は、サービスの提供に伴って、事業所の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行う。

#### (個人情報の保護)

- 第 12 条 事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取り扱いに努める。
- 2 利用者の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとする。

#### (虐待の防止等)

- 第 13 条 事業所は、利用者的人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下に掲げる事項を実施する。
- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
  - (2) 虐待防止のための指針を整備する。
  - (3) 虐待を防止するための定期的な研修を実施する。
  - (4) 上記措置を適切に実施するための担当者を設置する。

#### (身体の拘束等)

- 第 14 条 事業所は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行わない。やむを得ず身体拘束を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。
- 2 事業所は、身体的拘束等の適正化を図るため、以下に掲げる事項を実施する。
- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を 3 ヶ月の 1 回以上開催するとともに、全従業者に周知徹底を図る。
  - (2) 身体的拘束等のための指針を整備する。
  - (3) 職員に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施する。

#### (ハラスメント防止)

- 第 15 条 事業所は適切な訪問看護を提供する観点から、利用者や家族などが事業所や職員に対してサービス提供を継続し難いほどの背信行為(中傷など)又は反社会的

行為(暴言、暴力、ハラスメント)を行った場合は、文章で通知し、サービスを終了する。

- (1) 職場内において行われる優越的な関係を背景とした言動や、業務上必要かつ相当な範囲を超える下記の行為は組織として許容しない。ハラスメント事象が発生した場合、マニュアルなどを基に即座に対応し、ハラスメント防止委員会により、再発防止策を検討する。
- (2) 職員に対し、ハラスメントに対する基本的な考え方について研修などを実施し、また、定期的に話し合いの場を設け、介護現場におけるハラスメント発生状況の把握に努める。
- (3) ハラスメントと判断された場合には行為者に対し、即時、関係機関への連絡、相談、環境改善、利用契約の解約等の措置を講じる。

#### (衛生管理等)

第 16 条 事業所において感染症の発生、又は蔓延しないように次に掲げる措置を講じる。

- (1) 職員等の清潔の保持及び健康状態について必要な管理を行い、事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努める。
- (2) 事業所における感染症の予防及び蔓延防止のための指針を整備する。
- (3) 事業所における感染症の予防及び蔓延防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について、職員に周知徹底を図る。
- (4) 職員に対し、感染症の予防及び蔓延防止のための研修及び訓練を定期的に実施する。

#### (業務継続計画の策定等)

第 17 条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する訪問看護の提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、業務継続計画に従い必要な措置を講じる。

- (1) 職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施する。
- (2) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

#### (記録の整備保存)

第 18 条 利用者に対する訪問看護の提供に関する書類等を整理し、訪問看護終了後 5 年間保存することとする。

2. 事業者は「個人情報の保護に関する法律」その他関係法令に従って適切に応じる。利用者または家族の申し出により前項の記録書類の閲覧および謄写を求めるに応じる。

(その他運営に関する重要事項)

第 19 条 事業所は、社会的使命を十分認識し、職員の質的向上を図るために、研修の機会を設けるとともに業務の体制を整備する。

- 2 従事者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従事者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する為、従事者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 4 この規定に定める事項の外、運営に関する重要事項は、宗教法入カトリック・カリタス修道会（カリタス診療所）で定めるものとする。

(附則) この規定は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する

[改定] この規定は、令和 3 年 4 月 1 日をもって改定し施行する

令和 6 年 4 月 1 日から一部改定し施行する

令和 7 年 7 月 1 日から一部改定し施行する